



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2859 号 2016.2.11 発行

「障がい」表記は差別の解消に有効なのか？

栗田季佳 / 教育学

シノドスジャーナル 2016年2月10日

拳や武器よりも、言葉で傷つけあう時代になった。表現や発言の情報価値はますます高まり、私たちは用いる言葉に気を配り、用いられた言葉によって人を判断しようとする。本記事では、「障がい者」表記を取り上げ、表現の問題について考えてみたい。表現の変更はなぜ行われるのか？表現の変更は人々の意識にどれほど影響力をもつのか？影響するとすればそれはなぜか？といった問いへの視点を提供できれば幸いである。

「障害者」から「障がい者」へ

みなさんはどちらの表現をより目にするだろうか。10年前にはほとんど見なかった「障がい者」表記も、ここ数年で頻繁に用いられるようになっていく。民主党政権時代（2009年）に設置された「障がい者制度改革推進本部」の影響も大きいのだろう。

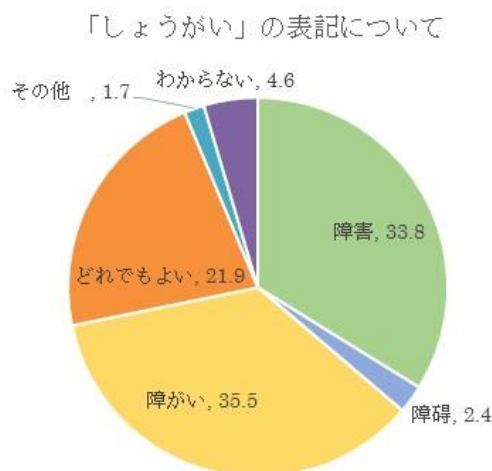
「しょうがい」は、もともと「障碍（障礙）」という字が使用されていた。しかし、1949年の身体障害者福祉法の制定の際、「碍」や「礙」の字が当用漢字の制限を受けて使用できないために「害」の字が当てられ、一般的に使われるようになった。

しかし、「害」の字には「わざわい」や「さまたげ」などの意味が含まれ、否定的な印象を受けるといった関係者の声が従来からあり、表記変更が求められていた。

ひらがな表記への変更は、障「害」者という表現に付随する悪いイメージを払拭し、障害者に対する誤解や偏見を解こうという意図も含まれている。

法令以外については、ひらがな表記で記述されることも多く、現在、様々な掲示や出版物、団体名などでひらがな表記が用いられるようになった。「害」の表記をひらがなに変える動きは、意識や社会のシステムを変えるプロセスとして期待されている（有田、2005）。

表記に対する認識と実際の効果とは？



（平成 25 年版 障害者白書より編集部作成）

一般的になりつつある「障がい者」表記であるが、世間一般の障害者表記に対する考えはどのようなものだろうか。平成 25 年に行われた世論調査では、障害者をどう表現すべきかについての国民の意見は、「障が

い」35.5%、「障害」が33.8%、「どれでもよい」が21.9%であった。このように表記に関する意見は割れている。

ひらがな表記が障害者に対する態度の変容を促すと期待する見方がある一方、他方で意味がないとする見方もある。

では、実際はどのようなのだろうか。「どうすべきか」「こうだろう」という理想や希望、推測と、「どうであるか」「どうだったか」という現実や結果はしばしば乖離する。良かれと思って、適切だと思ってやったことが、実際には意味がなかったり思い通りにいかないことは日常ではよくあることだ。

それでは実際に表記の変更によって障害者に対する態度が変わるのかを検証した調査(栗田・楠見、2010)を紹介しよう。

調査は大学の講義を受講していた学生348名(男性119名、女性205名、無記名24名)を対象に行われた。調査で実施した質問紙には仕掛けがあり、およそ半数の質問紙は「障害者」と表記され、残り半数の質問紙には「障がい者」と表記されていた。学生はどちらか一方の質問紙を受け取り、自身の障害者への態度について回答した。

「障害者への態度」と一口に言っても色々な構成要素がある。本調査では、障害者に対する漠然としたイメージと、相互作用を想定した交流態度を取り上げた。

イメージはさらに細かく、
 社会的不利(例:不利な、困難な)
 尊敬(例:立派な、頑張っている)
 同情(例:辛い、悲しい)

に分けられた。交流態度についても、
 当惑(例:〇〇障害の人とつきあうにはひどく気をつかう)
 交友関係(例:講義が始まる前に〇〇障害の学生から教室へ一緒に行こうと誘われた)
 自己主張(例:忙しいため〇〇障害の学生の手伝いを断る)
 といった相互作用における感情や具体的場面での抵抗が含まれた。

調査では、こういった様々な態度が測定され、表記が一体どのような態度の側面に影響を及ぼすかが詳しく調べられた。なお、この調査では障害種として身体障害を対象としており、質問紙では「身体障害者」あるいは「身体障がい者」どちらかの用語が用いられた。

果たして、表記の違いは障害者への態度に影響を及ぼしていただろうか?

結論から述べると、表記の違いは障害者への態度にほとんど影響を及ぼしていなかった。下記の表は、ボランティアで障害者と接触したことがある者(経験有)とな

表. 身体「障害者」「障がい者」表記におけるイメージおよび交流態度の平均値(SD)

	経験有(n=157)		経験無(n=159)	
	漢字表記 (n=83)	ひらがな表 記(n=81)	漢字表記 (n=76)	ひらがな表 記(n=76)
イメージ				
社会的不利	4.84(0.71)	4.86(0.87)	4.59(1.02)	4.71(1.04)
尊敬	4.57(0.55)	4.78(0.76)	4.65(0.58)	4.50(0.61)
同情	4.18(0.61)	4.21(0.71)	4.21(0.63)	4.18(0.69)
交流態度				
当惑	3.15(0.68)	3.05(0.82)	3.40(0.76)	3.60(0.74)
交友関係	2.30(0.80)	2.07(0.68)	2.45(0.78)	2.43(0.70)
自己主張	2.86(0.82)	2.71(0.73)	2.92(0.78)	2.92(0.76)

い者（経験無）を分けた上で、漢字表記に回答した者とひらがな表記に回答した者の態度の得点が記されたものである。

得点の差には誤差（偶然による差）が含まれるため、通常、その得点差に意味があるかどうかをなるべく正確に捉えたい場合は、統計的検定に付ける必要がある。本調査でも統計的検定にかけた結果、表記の違いによって態度に有意な差がみられたのは、表の枠で囲った部分だけであった。

その部分とは障害者との接触経験がある者の尊敬イメージである。接触経験のある者は、漢字表記よりもひらがな表記の方が、尊敬イメージが強まるということがわかった。言い換えれば、表記の効果とは、接触経験のある者の障害者に対するポジティブなイメージの向上といえる。

しかし、それ以外の態度の要素については、表記の効果はみられなかった。つまり、「障がい者」表記は、障害のある人に対するネガティブなイメージや、交流することへの不安や当惑、抵抗には影響を及ぼさない。特に、接触経験のない者にとっては表記によって障害者への印象が変わることはないようだ。

表現と心のプロセス

表記は一部とはいえ、人の意識に影響を及ぼしていた。それはなぜだろうか。「あじさい」「アジサイ」「紫陽花」など、漢字、片仮名、ひらがなを比べると、ひらがなは丸みを帯びており、やわらかい印象を受ける。実際、季語を扱った研究では、ひらがな表記は他に比べて、よい・やわらかいといった特有のイメージをもつことがわかっている（杉島・賀集、1992；浮田・杉島・皆川・井上・賀集、1996）。

「障がい者」表記について調べた今回の調査では、その効果が限定的に現れることがわかった。関心が高かったり、経験に伴う様々な情報があるなど、対象への態度が柔軟であろう人において、ひらがなに合致するイメージ（すなわちポジティブなイメージ）があった時に、ひらがな表記の効果は発揮されるのかもしれない。

表記の効果が限定的であるという結果は、当然といえば当然のことだろう。表現のみで人の意識が大きく変化するのであれば、人間はあらゆる言動に過剰に気を配らなければならないことになる。

もちろん、表現によって誰かが傷つくことは軽視できない問題であるし、戦争やいじめにおいては非人間的な表現を用いて（例：鬼畜、野蠻、馬鹿）、非難や攻撃を煽る。人は、動物や機械よりも人に対して慎重で丁寧に振舞うことを考えると、非人間化するような表現によって行動が変わる可能性も否定できない。

つまり、ある人を「鬼畜」と呼んだり考えたりすることで、その人への振る舞いが冷酷になることもあるかもしれない。そう考えると、表現を単なる言葉のあやだと瑣末に切り捨てるのもいかなるものかと悩まされる。

みなさんはどのように考えるだろうか。

一部であったとしても、態度に変化があることを重視するのか、限定的な効果であること重視するのか、そもそも表記の議論自体に意義を見出すかどうか人もそれぞれだろう。人がそれぞれ言葉に対する情報価値をどれほどおいているのかも、この問題の背景に映し出される。

ただし、この調査で捉えていた態度が障害者に対する態度の全てではないこと、調査対象者が限られていること、調査が行われた時期と現在では状況が違うことなど、一度の調査で表記の効果に関する結論を出せないことはご注意ください。

「障害」の捉え方と表記の問題

障害の表現方法も様々であるが、「障害」自体の捉え方も様々である。障害というと、耳が聞こえない、目が見えない、足がスムーズに動かさない、などの機能に注目した定義が浮かんでくる。こういった特徴をもつ人は、不自由だろうと私たちは考える。

しかし、実際にこれら自体が独立して、不自由と結びつくことはない。もし大多数の人間の耳が聞こえなければ？もし多くの人の目が見えなければ？足がスムーズに動かさなけ

れば？これらを前提とした社会が構成されるはずだからだ。実際にあった社会を例に考えてみよう。

アメリカの北東部にあるマーサズ・ヴィンヤード島は、隔絶された地域性と遺伝により、島の多くの人々が聴覚障害を有していた。このような地域社会でのコミュニケーションの主体は手話であり、聞こえる者も手話を使っていた。漁業が主体のこの社会では、海の上でのコミュニケーションにおいても手話は有用であった。

この社会では「聞こえない（聴覚障害）」ことは「障害」だろうか？他の多くの社会と異なり、当時のマーサズ・ヴィンヤード島では音声言語がいくら流暢に使えたとしても、手話が使えなければ「障害者」となるだろう。手話がつかえなければ、周囲の人とコミュニケーションがとれず、様々な不自由が生じるからだ。

すなわち、障害とは、機能の損傷や不全ではなく、他者との比較によって生じる数の問題であり、その大多数にあわせた社会の構成が「障害者」を生み出していると考えられる。これが、いわゆる社会モデルと呼ばれる障害の捉え方である。

社会モデルにおいては、変わるべきは社会であり個人ではないとする。なぜなら、障壁を生み出しているのは、障害者本人ではなく健常者という多数派にあわせて作られた社会（例えば、音声言語が主体の情報提供）であり、社会のあり方が変われば、少数派が生きやすくなることも可能だからだ。

一部の障害者団体はこの考えに基づき、ひらがな表記に疑義を呈している。東京青い芝の会は、「ひらがなに置き換えてしまうと、『社会がカベを作っている』、『カベに立ち向かう』という意味合いが出ない。」と述べている（「障害」の表記に関する作業チーム、2010）。

障害を社会との相互作用の関係で捉えると、ひらがな表記にすることは、社会が作り出す障壁に対する過小評価とも捉えられる。障害をどのように捉えるかによっても、表記の捉え方も変わってくるだろう。（ただし、ひらがな表記を用いているからといってすぐさまその人の障害に対する考え方がわかるわけではない）

忘れてはならないのは、「障害」「障がい」表記の議論の背景に、障害者に対する偏見や差別、誤った理解があるということである。読みたい本を読む、公共交通機関を使う、習い事に通う、みんなと同じ教室で勉強する、受験や就職試験を受ける、親元や施設を離れて一人暮らしをする、多くの人にとって普通で当たり前のことが制限されている人達がいる。これらが「できない」ことは本人のせいだろうか？

社会にある多くの障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしてきた。このように社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要である。—DPI 日本会議

2016年4月に障害者差別解消法が施行されるが、法律で全てが解消されるわけではない。結局のところ私たち1人ひとりの意識だろう。その集合が社会である。私たちは差別の現実から目を背けずにいられるだろうか。

参考図書：栗田季佳（2015）「見えない偏見の科学：障害者に対する潜在的偏見を可視化する」京都大学出版会

生瀬克己（1994）「障害者と差別表現」 明石書店

見えない偏見の科学：心に潜む障害者への偏見を可視化する（プリミエ・コレクション）

著者／訳者：栗田 季佳 出版社：京都大学学術出版会（2015-04-10）

定価：¥ 2,592 Amazon 価格：¥ 2,592 単行本（170 ページ）

ISBN-10：4876989583 ISBN-13：9784876989584



栗田季佳（くりた・ときか） 教育学

2013年京都大学大学院教育学研究科博士後期過程修了。博士（教育学）。日本学術振興会特別研究員

（PD）を経て、2014年4月より三重大学教育学部・講師。研究テーマは障害者に対する態度、共生教育。



「芸術と福祉がつながる場に」 平田オリザさん大津の芸術フォーラムで講演

産経新聞 2016年2月10日



国内、海外のアール・ブリュット作品の展覧会

障害者の暮らしやすい社会を考えようというフォーラムが大津市内で開かれ、演出家の平田オリザさんの講演会や障害者らがつくった芸術作品「アール・ブリュット」の展示会などが行われた。

平田さんは、芸術が果たす役割について講演し「現代は人間が簡単に孤立してしまう時代だが、芸術は出会うはずのなかった人々をつなげる力がある」と強調。「これ

からは少数者を排除しようとするのではなく、少数者の視点や発想を大切に、それを生かす社会にしなければいけない」と話した。

また、同時に開催された国内、海外のアール・ブリュット作品を展示する「Image s展」では、独創的な絵画や陶芸作品が並び、訪れた人の関心を呼んでいた。

主催した社会福祉法人「グロー」(近江八幡市)の西川賢司文化芸術推進課長は「フォーラムと展覧会が合わせて開かれることで、芸術と福祉がつながる場になった。色んな領域がつながることで新たな視点も生まれると思う」と話していた。

【第29回福祉優秀校 大分合同新聞賞①】久住中学校 大分合同新聞 2016年2月9日



手作りの廃油せっけんと回収したペットボトルのキャップを手にする生徒会の生徒たち=竹田市久住町の久住中学校

大分合同新聞社と大分合同福祉事業団が福祉教育に熱心な学校を表彰する「福祉優秀校・大分合同新聞賞」の第29回受賞校が決まった。16日の表彰式を前に、各校の活動を紹介する。

久住中学校(竹田市、添田俊雄校長・64人) 生徒会中心に環境保護

くじゅう連山が一望できる校舎は豊かな自然に囲まれる。教育目標は「究(く)・鍛(じゅ)・

有(う)」(究める・鍛える・存在する)。くじゅうで生きる幸せや誇りを育もうと、生徒会が中心となって環境保護活動に力を入れている。

全校で取り組む通学路のごみ拾いは2015年度から実施回数を月2回に増やした。登校中に拾ったごみを集めて分別する。ごみを拾う習慣は日常生活でも生かされており、地域住民から「以前に比べて道路や公園が見違えるほどきれいになった」と好評だ。

夏休みには希望者が廃油せっけんを作る。各家庭の廃油を持ち寄り、地元の環境グループ「めだかの学校」と協力して製作。15年度は大小合わせて300個を作り、全校生徒が「久住高原の魅力」をテーマに描いた絵を添えて文化祭で販売、益金を市教委に寄付した。湯地智香さん(15)＝3年＝は「普及が進み、各家庭で環境問題を考えるきっかけになれば」と話す。

この他にも、年間を通じて取り組むペットボトルのキャップ回収は6年目。14年度は94・9キロで、23人分のポリオ(小児まひ)ワクチンに交換した。あいさつ運動や花の栽培などの活動も盛んで、地域のにぎわいづくりに貢献している。

活動通じ古里へ恩返し

添田俊雄校長の話 生徒たちは地域に見守られて伸び伸びと育っている。環境保護活動を通して、古里への恩返しを後押ししたい。

“見て見ぬふり”しない「学校風土」つくれ 求められる「いじめ」防ぐ教育



産経新聞 2016年2月10日
いじめとけんかの違いについて考えさせる「いじめ予防授業」＝
大阪府吹田市の市立豊津第一小学校

学校で起こるいじめをなくそうと、公益社団法人「子どもの発達科学研究所」（大阪市北区）が、いじめの起きやすい“学校風土”か否かを調査して科学的に分析し、対策に役立てる「学校安全調査」を開発し、注目を集めている。学校風土を決めるのは、集団の多数を占める傍観者。同研究所は「傍観者を正しい行動に導くことでい

じめは予防できる」と訴えている。（加納裕子）

◆“見ぬふり”しない

「子供たちがいじめを“見て見ぬふり”しないよう働きかけを強めるきっかけになりました」。学校安全調査を平成27年度から導入した大阪府堺市の私立はつしば学園小学校の小山久子校長（64）はこう話す。

学校安全調査は「子どもの発達科学研究所」が開発し、25年から延べ約40校で実施。子供と保護者、教師への約150項目に上るアンケートを基に、いじめの実態▽背景要因▽学校風土ーについて分析する。さらに蓄積されたデータと比較し、専門研究員が学校の特性や改善点などをアドバイスしていく。

同小では昨年6月、3～6年の児童370人とその保護者、教員30人を対象に実施。「いじめを受けた」子と「いじめを見聞きした」子の数のバランスから、いじめを正しく認識する感度が平均よりも高いという結果が出たという。

小山校長は「調査結果をふまえ、いじめを見たらどうするかを子供たち自身に考えさせていく。いじめを許さない学校風土を作り上げていきたい」と語った。

大人には見えない

なぜ、こうした調査が必要なのか。同研究所主席研究員、和久田学さん（51）は「加害者と被害者を見つけるのは難しく、大多数の傍観者の行動を変える方が確実。当事者以外の子供の行動が変わることで学校風土が変わり、いじめを予防できる」と説明する。

いじめの多くは大人に見えない場所で行われるが、和久田さんによると、逆に80%以上のいじめには子供の傍観者がいる。さらに、傍観者が「やめた方がいい」などと言って止めようとした場合、数秒以内に57%のいじめが止まったとの研究もあるという。

同研究所では、いじめか否かを判断するキーワードとして、（1）力の不均衡（2）繰り返される行動（3）意図的なネガティブな行動（4）不公平な影響ーを重視。4つのキーワードを当てはめることで、いじめの現場にいる子供たち自身が「これはいじめかどうか」と考え、解決法を探る助けになるとしている。

◆トラブルに対処

これらのキーワードを使っていじめ予防を実践している学校も少しずつ増えている。大阪府吹田市の市立豊津第一小学校では、26年度から、高学年を対象に年10時間のいじめ予防授業を展開してきた。

27年度からは対象学年を拡大しており、今年4日には3年生の2クラスで、いじめとけんかの違いを考えさせる授業を実施。教師が当事者の気持ちを考えさせながら4つのキーワードを導き出して「いじめのときは、必ずこういうことが起きるよ」と指摘すると、子供たちは「違いがよく分かった」とうなずいていた。

黒木浩校長（60）は「子供にも分かりやすいキーワードを一緒に確認しておくことで、実際に子供同士のトラブルが起きたときにも適切に対処できる」。いじめ予防授業の後は、子供たちが気になるトラブルを教師に報告したり、子供同士で「これはいじめかもしれない」などと話し合ったりする姿も。教師も自信を持って対応できるという。

■誤りを理解させる

実際にいじめが起こった場合には大人の対応が重要だ。子どもの発達科学研究所によると、加害者が「遊びだ」「それぐらいやっついでいい」と考えている場合は行為をやめさせるだけでなく、考え方の誤りを理解させるアプローチが必要。正しい考え方が身につけば、加害者は集団を導くリーダーになりうるという。

一方、被害者には「いじめられたのは、あなたのせいではない」とまず伝え、自己肯定感の低下を食い止める。その上で、被害者を正しいグループに入れ、二度と孤立しないようにする必要があるのであるとしている。

子どもの発達科学研究所 大阪大大学院や浜松医科大、千葉大など全国5大学の研究成果の普及をめざして平成22年に設立。発達障害の早期発見と子育て支援に関する調査研究や、心の成長の理解や啓発のための広報活動などを行っている。

4月の診療報酬改定、在宅医療を促す 中医協が答申 小泉浩樹

朝日新聞 2016年2月10日

医療機関を利用した際にかかる診察料や薬代が4月から変わる。中央社会保険医療協議会（中医協）＝厚生労働相の諮問機関＝は10日午前、治療や薬ごとの値段である診療報酬を決めて答申した。長期間入院するよりも、自宅や施設にしながら治療を受けることを引き続き促す内容となった。

診療報酬は2年ごとに改定する。政府は昨年末、全体で前回の2014年度改定より0.84%引き下げることを決めた。薬代の薬価はマイナス1.33%で、診察料などの本体部分は0.49%引き上げる。中医協はこの範囲に収まるように個別の値段を設定した。

今回の改定では、大きな病院と診療所との役割分担を明確にする。紹介状なしに大病院を受診した患者は、診察代などとは別に初診で5千円以上、再診で2500円以上の定額を窓口で支払うことになる。安易な受診を減らし、大病院には集中的な治療が必要な重症患者への対応に専念してもらおう狙いだ。

診療報酬改定のポイント

入院	重症患者向けのベッドを減らすため認定基準を厳しくし、リハビリ用などへの転換を促す
外来	紹介状なしに大病院を受診する際の定額負担制度を導入。初診料は5千円以上で、対象の約240病院がそれぞれ決める
在宅	認知症でほかの一つ以上の疾患があるといった患者や、3歳未満の子どもを継続的に診察するかかりつけ医の報酬を新設 在宅医療に特化した診療所が条件付きで開設可能に
薬局	継続的に患者の通院、服薬状況を把握するかかりつけ薬剤師向けの報酬を新設 特定の医療機関からの処方箋が95%を越す「門前薬局」の報酬を減らす

者への対応に専念してもらおう狙いだ。

「特別用途食品」認定拡大へ 医療や介護で利用促進

毛利光輝 朝日新聞 2016年2月10日

通常の食事がとれない病気の人などのために特別の配慮がされた食品を国が認定する「特別用途食品」を増やすことを目指し、消費者庁が9日、検討会をスタートさせた。糖尿病向けの食品などに対象を広げたり、表示も分かりやすくしたりして医療や介護での利用拡大を促す。今秋に最終報告をまとめる。

特別用途食品は同庁が審査・許可する。病気の人や乳幼児らの健康保持・回復に適しているという説明書きを包装などに表示できる。現在は栄養に特別な配慮を必要とする病気の人向けの「病者用食品」や、飲み込む力が弱い人向けの「えん下（げ）困難者用食品」など4区分があり、59点の食品が認められている。

特別用途食品の商品例と許可商品数

認定マーク ニュートリー提供



病者用食品	腎疾患などに適した米飯や麺 栄養の摂取が困難な人に適した流動食 経口補水液	33
乳児用調製粉乳	母乳代わりの粉ミルク	13
えん下困難者用食品	飲み込む力が弱い人向けのゼリー	12
妊産婦、授乳婦用粉乳	不足しがちな栄養を補う粉ミルク	1
昨年12月25日時点。特定保健用食品は除く		合計 59

一方、病院や介護施設向けに開発された食品は3千品目以上あり、市場規模は1500億円程度と推定される（メーカーが加盟する日本健康・栄養食品協会の研究会調べ）。その大半は特別用途食品になっていない。

検討会では、医療・介護現場からの要望に基づき、新しい区分を追加することを検討する。例えば、糖尿病患者のための宅配食などは現在は「カロリー制限食」などの表示で売られている。対応する区分を作れば、糖尿病向けであることを明確に表示できる。

<社説>子の貧困対策計画 県民の参画が不可欠だ 琉球新報 2016年2月10日

「子どもたちの笑顔が増え、将来に夢や目標を持ち、それを実現する自信を持つ子どもたちが増えている」。県が素案をまとめた「子どもの貧困対策推進計画（仮称）」が目指す社会を一日も早く実現したい。

計画は「子どもの貧困は自己責任論ではなく、社会全体の問題」と位置付けた。県ひとり親世帯等実態調査で、就労していない母子世帯の母親の40・7%が「自分が病気・障がいのため」に働けないと回答している。そのような実情を自己責任論で片付けてはいけな

い。自己責任論否定は、社会は貧困に苦しむ子どもたちを見捨てないとの強いメッセージである。ごく一部であっても、弱者を置き去りにするような社会から脱却する上でも大きな意義がある。

計画は妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置促進、困窮世帯向け無料塾の全市町村への拡大、経済界の協力を得た雇用促進の仕組み構築など、ライフステージに応じた施策を盛り込んだ。子育て、学び、就労面で、切れ目のない支援の取り組みを打ち出したことを評価したい。

計画は34項目の指標について数値目標を設定した。学用品費など必要な費用を援助する就学援助制度の書類を配布している市町村の割合は毎年度の進級時46・3%、入学時36・6%にとどまる。市町村が配布を徹底すれば解決できるようなものは、計画がスタートする4月から実施してほしい。

関係者からは計画を評価する一方で、子育て支援コーディネーターの全市町村配置などを求める声がある。加藤彰彦沖大名誉教授が指摘する「県子ども貧困対策推進室」設置も必要だろう。

県は外部有識者会議を設置し、取り組みを評価して定期的に見直すことにしている。関係者の意見を吸い上げ、計画をさらに充実したものにしてほしい。

計画は国、市町村、教育・福祉関係団体、民間企業、NPO、ボランティアなどが連携・共同して取り組む体制の構築のほか、県民運動の展開を打ち出した。

子どもの貧困は行政だけでは解決できない。県民の参画が不可欠である。子どもの貧困は「社会全体の問題」との計画の指摘を県民一人一人が重く受け止め、幅広い支援態勢を構築したい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行